

第5章 中国

はじめに

中国では、「職業資格証明制度」に基づいて、労働者の持っている専門能力を評価している。労働者がある職業に就くためには、必要とする技能、専門知識および職務経験など「職業資格証明」を取得することが必要である。職業資格証明は学歴証書と違い、より直接的に、そして的確に職業の就業基準と操作規定などの諸要求を表し、労働者が職業に従事する際に実際に必要な能力水準を示している。

本章は主に、「職業資格証明制度」を中心に、中国の能力評価制度について説明する。

第1節 能力評価制度の概要

1. 制度概要

「職業資格証明制度」は、中国では労働就業制度の一部であり、特殊な国家試験制度でもある。労働者は、国の制定した職業技能基準に基づき、政府の認可を得た検定機関によって技能水準および職業資格が評価され、相応する国家職業資格証書を取得できる。

(1) 歴史変遷

「職業資格証明制度」の歴史は、1950年代に始まった「工人¹技術等級検定制度」にまで遡ることができる。この制度は主に企業内でブルーカラー労働者の技能レベルを評価するために活用された。1992年、中国共産党第14回全体会議で「社会主義市場経済を建設する」という方針が明確化されてからは、「工人技術等級検定制度」は国家職業資格証明制度に転換し始めた。1994年の全人代で「労働法」が制定された後、労働法の第69条で「職業資格証明制度」の実施が法律で規定された。

1994年には、労働部と人事部²が「職業資格証明制度規定」を公表した。同規定によると、「職業資格」は「従業資格」と「執業資格」に分けられる。「従業資格」とは、ある職業に必要な知識、技術および能力の初級基準である。「執業資格」とは、責任が重大で、且つ社会通用性があり公共利益にかかわる職種に対して、政府が職業参入規制を実施し、その仕事に従事するために必要な専門知識、技術、能力から構成される必要基準を指す。なお、同規定は職業資格基準を設定する目的を、労働市場を整備し、職業秩序を守り、社会公共利益を確保するためであると明言している。

「職業資格証明制度」がスタートしてから十数年が経ち、中国は職業資格基準の作成、職業資格検定の運営などの面にわたって一定の基礎を作り上げた。まず、「中華人民共和国職

¹ ブルーカラーのことを指している。

² 2008年の国务院構造改革の中で、労働和社会保障部と人事部が合併して、人的資源和社会保障部となった。労働和社会保障部は1998年に労働部を元に設立された。

業分類大典」を作成し、1,838の職業と4,000の職種を定義。職業分類に基づいて国の職業資格基準の枠組みを設定し、一連の職業の国家資格基準を制定した。さらに、国家基準に基づき、職業技能教育事業を展開した。

(2) 分類

現在、中国で実施されている職業資格検定には主に四種類ある。

ア 国家職業資格検定

国家職業資格検定は主に人力資源和社会保障部により管理、実施されている。検定試験は国の統一試験として実施され、取得した資格は中国全土で通用する。国家職業資格はさらに下記検定機関によって実施されている。

(7) 元人事部と業務主管部門主宰

元人事部とその他の国务院業務主管部門が実施する職業資格検定は主に専門技術者を対象としている。2010年までに59の職業資格と就業基準が作成されており³、「建築デザイナー」、「宝石鑑定師」などはこの範疇に属する(図表5-1)。

図表5-1 職業資格一覧(2010)

| | 資格名 | 主管部門 | 施行年 |
|----|-----------------------|--------------|------|
| 1 | 主任技師 | 建設部 | 1992 |
| 2 | 公認建築士 | 建設部 | 1994 |
| 3 | 認定薬剤師 | 国家薬料監督局 | 1999 |
| 4 | 不動産鑑定士 | 建設部 | 1995 |
| 5 | 公認不動産鑑定士 | 財政部 | 1995 |
| 6 | コストエンジニア | 建設部 | 1996 |
| 7 | 宝石鑑定師 | 国家品質監督局 | 1996 |
| 8 | 公認税理士 | 国家稅務總局 | 1996 |
| 9 | 販売人 | 国家經濟貿易委員會 | 1996 |
| 10 | 公認構造エンジニア | 建設部 | 1997 |
| 11 | 企業顧問弁護士 | 国家經濟貿易委員會 | 1997 |
| 12 | 義肢矯正器製造技師 | 民政部 | 1997 |
| 13 | 鉱物資源埋蔵量評価技師 | 国土資源部 | 1999 |
| 14 | 公認都市計画技師 | 建設部 | 1999 |
| 15 | 備蓄鑑定士 | 国家計画委員會 | 1999 |
| 16 | 綿花品質検査技師 | 国家品質監督局 | 2000 |
| 17 | 鉱産物鑑定士 | 国土資源部 | 2000 |
| 18 | 公認コンサルティングエンジニア | 国家計画委員會 | 2001 |
| 19 | 公認土木エンジニア(地質) | 建設部 | 2002 |
| 20 | 公認安全エンジニア | 安全監督局 | 2002 |
| 21 | 不動産仲介業者 | 建設部 | 2001 |
| 22 | 国際ビジネス職業資格 | 対外經濟貿易部 | 2002 |
| 23 | 建築デザイナー | 建設部 | 2002 |
| 24 | 土地登記代理人 | 国土資源部 | 2002 |
| 25 | 公認原子力安全エンジニア | 国家環境保護總局 | 2002 |
| 26 | 公認公共設備エンジニア | 建設部 | 2003 |
| 27 | 公認電気技師 | 建設部 | 2003 |
| 28 | 公認化工エンジニア | 建設部 | 2003 |
| 29 | 公認土木エンジニア(港湾及び水路) | 建設部、交通部 | 2003 |
| 30 | 公認設備検査技師 | 国家品質監督局 | 2003 |
| 31 | 公認環境保護エンジニア | 建設部、国家環境保護總局 | 2005 |
| 32 | 公認土木エンジニア(水利及び水力発電工事) | 建設部、水利部 | 2005 |
| 33 | 地震安全性評価技師 | 国家地震局 | 2005 |
| 34 | 公認石油天然ガス調査及び設計技師 | 建設部 | 2005 |
| 35 | 公認冶金調査及び設計技師 | 建設部 | 2005 |
| 36 | 公認鉱物調査及び設計技師 | 建設部 | 2005 |
| 37 | 公認機械調査及び設計技師 | 建設部 | 2005 |
| 38 | 不動産管理士 | 建設部 | 2005 |
| 39 | 公認船舶検査技師 | 交通部、農業部 | 2006 |
| 40 | 公認測量士 | 国家品質監督局 | 2006 |
| 41 | 品質専門職業資格 | 国家品質監督局 | 2001 |
| 42 | 出版専門職業資格 | 新聞出版總署 | 2001 |
| 43 | 翻訳 | 外文局 | 2003 |
| 44 | 環境影響評価技師 | 国家環境保護總局 | 2004 |
| 45 | 投資事業管理士 | 国家發展改革委員會 | 2004 |
| 46 | マネジメントコンサルタント | 国家發展改革委員會 | 2005 |
| 47 | 通信専門技術者 | 情報産業部 | 2006 |
| 48 | 自動車修理メンテナンス工 | 交通部 | 2006 |
| 49 | ソーシャルワーカー | 民政部 | 2006 |
| 50 | 経済 | 人事部 | 1993 |
| 51 | 会計 | 財政部 | 2000 |
| 52 | 統計 | 国家統計局 | 1995 |
| 53 | 監査 | 国家審計署 | 1993 |
| 54 | 衛生 | 衛生部 | 2000 |
| 55 | コンピューター技術及びソフトウェア | 情報産業部 | 2003 |
| 56 | 公安 | 公安部 | 2004 |
| 57 | 安全技術 | 国家安全部 | 2004 |
| 58 | 外国語資格 | 人事部 | 1998 |
| 59 | コンピューター操作能力 | 人事部 | 2001 |

出所：人力資源和社会保障部国家職業資格管理網の資料に基づき作成。

³ 新版国家職業資格工作網を参照。

(イ) 元労働和社会保障部主宰

元労働和社会保障およびその関連機関が主宰する職業資格検定は主に生産現場の作業者を対象としている。「労働法」では「決められた職業について、職業技能基準を作成し、職業資格証明制度を実施し、国の承認を得た検定機関が職業資格検定試験を行う」としている。現在、中華人民共和国の職業分類大典に記載されているのは1,838の職業であり、うち641の職業資格基準が元労働和社会保障部によって作成されたものである⁴。

(ウ) 国の法律または国務院法規によって設置された資格

これらの資格は法律または法規によって設置され、そのほとんどは業務主管部門が法律に準じて設置し、国家資格制度の枠組みの中で運営されている。

たとえば「教師資格」について、1994年の「中華人民共和国教師法」では、教師資格制度の実施を明確にし、教師資格を取得するためには、この国家教師資格試験に合格しなければならないと規定されている。国家教師資格検定制度は教育部が管理している。

このほかには会計士資格、(司法試験)法律職業資格もこの範疇に属する。

イ 地方政府主宰の職業資格検定

著しい経済発展の中で、新しい職業が相次いで生まれているが、現在の国家職業資格基準には新興産業から生じた新しい職業が含まれておらず、それを補填するために地方政府は必要に応じた職業資格検定を始めている。

上海市では、2004年から上海職業能力試験院を中心に、上海市の都市発展に応じて国際金融、湾岸、投資管理、文化、建設、情報、自動車、農業、言語レベルなど10の人材技能検定センターを設立し、「上海市専門技術人材の職業能力検定目録」を作成、文化財保護、人材紹介、現代物流など40の専門技術職業資格を開発した。これらの職業資格は揚子江デルタ地域において幅広く活用されている。

ウ 業界職業資格検定

近年、多くの業界組織が市場の需要に応じて、職業資格検定を実施している。この資格検定には二つの特徴があり、業界組織が設定した職業資格は近年比較的に人気のある職種が多く、その応用範囲も幅広い。職種例としては、人材管理、物流、ビジネスコンサルタントなどである。もうひとつは、食品安全管理、品質管理など、人々の安全にかかわる職業が多い。

しかし、これらの資格は必ずしも国家職業資格の枠組みに入れられていないため、取得には注意が必要である。

エ 海外機関が中国で実施する資格検定

中国の職業資格検定市場の将来性を期待して、近年多くの海外の職業検定機関が中国に進出している。代表的なものに IMA、LCCIEB、ACCA、JTEST などが挙げられるが、中国国内の検定機関と協力する形で検定および職業教育を行っている。

⁴ 新版国家職業資格工作網を参照。

海外機構の実施する職業資格について、その管理・監督の責任の所在がまだ明確にされていない部分があり、中国国内の職業資格との融合などについてはまだ模索中である。

(3) 関連法

ア 法律

1995年施行の「中華人民共和国労働法」第8章第69条が規定する「国家職業資格証明制度」の主要な内容は次の通りである。

- ① 国が職業分類を作成する。
- ② 国が職業資格基準を作成する。
- ③ 国が職業教育と職業訓練活動の指導を行う。
- ④ 国が技能検定を行う検定機関を認可する。
- ⑤ 国が職業資格証明証書を授与する。

さらに1996年施行の「職業教育法」第9条には、「職業教育は実際の需要に応じなければならない、国の職業分類、職業資格基準に適応すべきである」と記述されている。

この二つの法律は、国の職業資格証明制度を実施し、職業資格検定を行うための法的根拠となっている。このほかに、一部の職業資格は専門法規の形で設置されている。たとえば、「執業医師資格」は「中華人民共和国執業医師法」によって設置され、その第8条では「国が医師資格検定制度を実施する」ことが規定されている。「不動産評価師資格」は「都市不動産管理法」に、「公認会計士資格」は「中華人民共和国公認会計士法」によって設置された。しかしながら、上述したような専門法規は職業資格の性質、実施ルール、管理主体などに関する記述が必ずしも統一されておらず、国家の職業資格証明制度という全体制度との関係もはっきりしていない⁵。

さらに残念なことに、中国では職業資格証明制度についての専門法律がまだ立法化されていないため、地方政府、業界組織、仲介組織、企業などの関係主体は、職業資格証明制度における役割と位置づけも曖昧である。就業参入規制がかかる国民の健康安全やサービスにかかわる職業資格についても、施行する際に必ずしも守られていないケースが多く、これに対しても有効な監督システムが欠けている。したがって、中国で職業資格証明制度を健全に発展させるためには、職業資格に関する専門の法律の立法化が急務であろう。

イ 関連規定、通知、決定他

法律、法規のほかに、中国では政府機関が「規定」、「通知」、「決定」という形で重要な政策方針を公表している。職業資格証明制度について代表的なものを下記に簡単に紹介する。

①1993年共産党第14回3次会議「中共中央関与建立社会主義市場經濟体制若干問題的決定」

⁵ 呂忠民（2011）pp43-45を参照。

人材育成と活用を結びつけ、各種の職業資格基準と選抜基準を制定した。学歴証書と職業資格証書の「二証書制度」を実施し、公開募集、平等競争の原則に基づき、人材の流動を促進している。

②1994年国務院「関与中国教育改革和發展網要的实施意見」

職業訓練の範囲を拡大。訓練を受けてから就業するシステムを確立し、社会における学歴証書と職業資格証書の二つの認証制度を実施している。

③1999年「中共中央、国務院関与深化教育改革全面推行素質教育的決定」

国家職業資格基準の作成を急ぎ、各業界の労働者に求める職業能力を明確化。地方政府の教育部門が人事、労働、社会保障部門を請け負い、職業資格証明制度の推進に力を入れている。

④2010年「国家中長期教育改革和發展規画網要」

学歴証書と職業資格証書という「二証書制度」の推進を継続し、学校科目基準と職業技能基準の結びつきを実現させ、職業専門学校卒業生の就職を促進する。

以上の四つ⁶は、職業資格証明制度の中核を成しているものではないが、職業資格証明制度の施行について一連の行政指導意見が出され、職業資格証明制度の発展に制度的な保障を提供しているものと言える。

2. 制度の運営

中国で実施されている職業資格検定は主宰機関によって4種類に分かれているが、本節は最も影響力のある「国家職業資格証明」の制度の運営を中心に紹介する。

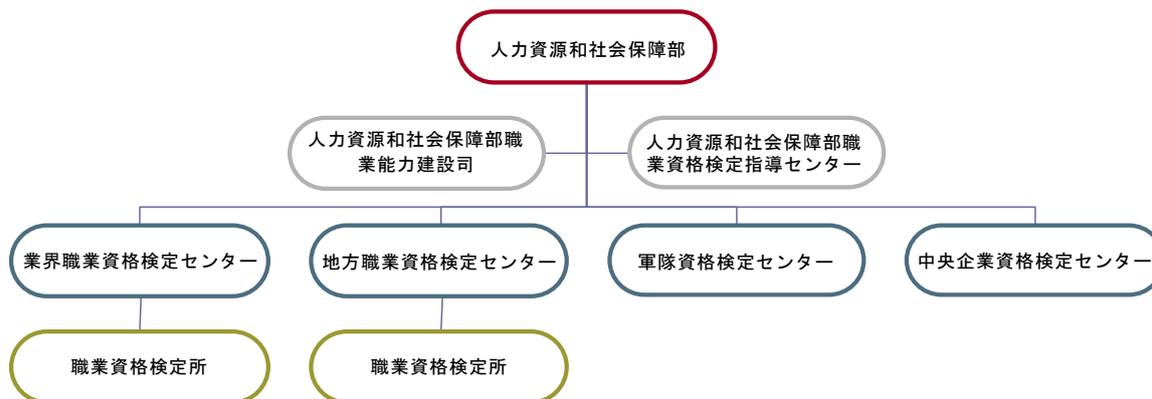
(1) 検定等の運営体制・組織等

ア 国家職業資格検定試験の運営組織

中国の職業資格検定は政府の指導の下で、社会管理体制を布いている(図表5-2)。労働保障管理部門、つまり人力資源和社会保障部の指導の下で、「職業能力建設司」は職業資格検定に関する政策、規定を作成する政府機関であり、「職業資格検定指導センター」は職業分類、職業技能の国家検定基準などを作成している。「地方職業資格検定センター」は省レベルの技能検定管理機構であり、その下部組織の職業資格検定所が末端組織として労働者の技能水準の検定を実際に行っている。「業界職業資格検定センター」は国家職業資格以外の、社会通用性のない、業界特殊職種の技能検定を管理し、同じく下部組織には職業資格検定所が置かれている。このほかには軍隊の資格検定センターと中央企業の資格検定センターもあるが、数はそれほど多くはない。

⁶ この四つの文件内容は中華人民共和国中央人民政府のサイト (<http://www.gov.cn/>) で閲覧できる。

図表 5-2 国家職業資格検定管理機構組織図



出所：職業資格網資料 (<http://ms.nvq.net.cn>) に基づき作成。

職業資格検定所は労働保障部門の認可を得た職業資格検定を実施する末端組織であり、一定の範囲内での職業資格検定を担当している。

なお、職業資格検定所の主要な業務範囲は次のとおり。

- ① 職業資格検定の申請を受理し、申請者の資格条件を審査。
- ② 資格検定試験を実施。
- ③ 資格検定試験の成績をまとめ、地方職業資格検定センターに報告。
- ④ 地方職業資格検定センターと協力して、職業資格証明証書の関連手続きを行い、申請者に交付。
- ⑤ 資格検定に関する質疑応答、データ統計を行う。

イ 政府の財政支援・規模等

近年、政府が職業資格証明制度に投入する資金が増えつつある。これは、2006年に国務院が「進歩加強高技能人材工作的意見」を公表したことによるが、高度技能人材の育成の強化を図るという趣旨が窺える。そのため、職業資格証明制度を高度技能人材育成の一環として、一連の財政支援策を打ち出している。2008年「高度技能人材育成、評価体系の整備」に500万元を、2009年に「高度技能人材の職業能力開発」に600万元を投入した⁷。

上記の職業資格証明制度に係るプロジェクトに資金を投入するほかにも、労働者の技能水準と就業能力の向上を支援するために、国は職業技能訓練と職業資格検定に対する手当政策を制定した。登録失業者、出稼ぎ労働者、大学の新卒者、都市部の中高等学校の新卒者が職業訓練に参加する場合、一定の訓練手当が支給される。また、彼らが初めて職業

⁷ 2010年人力資源和社会保障事業發展統計公報による。

資格検定試験に合格し、職業資格証明証書を取得すると、職業資格検定料の補助を受けることができる。2008年、中央財政が就業支援助成金を252億元投入したが、その中には職業資格検定手当分も含まれる。2009年も引き続き資金を投入し職業技能訓練と検定をサポートしている⁸。

(2) 検定方法

ア 検定機関

中国の職業資格証明制度は、供給・需要側のどちらとも従属関係がなく、且つ利害関係もない政府の承認を得た第三者的独立検定機関によって、労働者の職業能力を評価している。第三者による検定は、中国の人材評価水準を高めるために重要な意義がある。

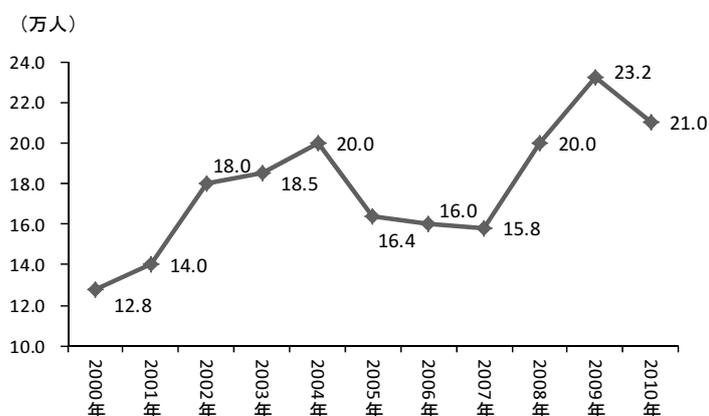
イ 評価者

労働者の技能レベルを評価するのは、職業技能審査員（以下審査員と略す）である。審査員は職業資格検定センター主催の資格試験に合格しなければならず、「職業技能審査員」の資格を取得する必要がある。

職業資格検定の審査員は初級、中級および上級に分かれ、それぞれ昇格試験がある。昇格試験は地方職業資格検定センターが実施している。初級審査員は中級以下の技術等級の検定を、中級審査員は上級技術等級の検定を、上級審査員は技師以上の技術等級の検定、評価を担当している。また、審査員は相当の職業資格を持たなければならない。初級審査員は上級工または技師、中級専門技術資格の所持者、技師資格の審査員は上級技師または上級専門技術資格の所持者でなければならないと定められている。

さらに、職業資格検定所が必要な職種、等級に応じて、審査員資格取得者の中から適格者を選ぶシステムになっており、任期は三年間である。審査員の質を確保するため、専門の検定チームが定期的に審査員の調整を行う仕事にあっている。

図表 5-3 審査者数の変化



出所：人力資源和社会保障事業発展統計公報、各年

⁸ 2010年人力資源和社会保障事業発展統計公報による。

職業資格証書の取得希望者が増加するにつれ、審査員希望者数も年々増えてきている。図表 5-3 は審査員希望者数の変化を表している。

ウ 検定方法

職業資格検定は知識要求試験と技能試験に分かれており、知識要求試験は筆記試験、技能試験は、基本操作、生産作業項目、模擬操作などの実技形式で行われる。採点は 100 点満点で、知識要求試験と技能試験の成績がともに 60 点以上なら合格、80 点以上なら良好、95 点以上なら優秀と認定される。

なお、試験問題は国家職業資格基準、職業資格検定規範、教材などから出題される。

取得した職業資格証明証書は、人力資源和社会保障部の国家職業資格管理簿で確認することができる。その他、国务院主管部門が管理する国家職業資格検定についても、資格取得者および雇用者が確認できるようになっている。

エ 評価レベル

図表 5-4 国家職業技能基準記述

| | 申請条件 | 職業技能基準 |
|------|---|---|
| 初級工 | 見習い期間を終了した在籍従業員、または職業学校卒業生 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎技能を有しており該当職種の日常業務を遂行することができる。 |
| 中級工 | 初級工技能証書を取得し、5 年以上該当職種に従事。または政府認定の中級技能養成学校の卒業生 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎技能を有しており該当職種の日常業務を遂行することができる。 専門技能を持ち、複雑な業務を遂行することができる。 他の人と協力して仕事ができる。 |
| 高級工 | 中級工技能証書を取得し、5 年以上 10 年以内該当職種に従事。または公認高等技工職業訓練を終了した者 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎技能と専門技能を持ち、複雑かつ突発な業務を遂行することができる。 業務遂行中に発生した問題にひとりで対応することができる。 他の人に対して仕事を指導することができ、新人の育成指導にも協力できる。 |
| 技師 | 高級工技能証書を取得しており、豊富な経験、技能を持ち、難題解決、技能伝承、人材育成の能力を有する者 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎技能と専門技能を有しており、複雑かつ突発な業務を遂行することができる。 該当職種のコア技能技術を把握している。 単独で、作業工程で発生した問題を解決することができる。 新しい技術を開発することができる。 他の人をまとめて業務を遂行することができ、かつ指導もできる。 一般作業者の教育・育成ができる。 マネジメント能力を有している。 |
| 高級技師 | 技師として 3 年以上勤務し、ずば抜けた技能を有し、技術開発ができる能力を有する者 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎技能および専門技能を持ち、該当職種の各分野において複雑且つ突発的な業務を遂行することができる。 該当職種のコア技能技術を熟知把握している。 難解な問題が発生した際に、単独で問題を解決できる。 技術開発において、独自の改革が見られる。 組織において、技術改善、開発を行う事ができ、専門技術訓練を指導することができる。 マネジメント能力を有している。 |

出所：労働和社会保障部「国家職業標準制定技術規定」により作成

労働和社会保障部の「国家職業標準制定技術規定」⁹によると、国家職業資格は五等級に分かれている。(図表 5-4 参照)

オ 検定料

職業資格検定料は国の統一基準がなく、各省が独自で徴収基準を作成している。江蘇省を例に説明する。

図表 5-5 江蘇省職業資格検定料徴収基準 (単位：元)

| | 初級 | | 中級 | | 高級 | | 技師 | | 高級技師 | |
|-------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|------|-----|
| | 知識 | 技能 | 知識 | 技能 | 知識 | 技能 | 知識 | 技能 | 知識 | 技能 |
| A タイプ | 30 | 140 | 40 | 180 | 50 | 240 | 70 | 280 | 70 | 310 |
| B タイプ | 30 | 130 | 40 | 170 | 50 | 230 | 70 | 270 | 70 | 300 |
| C タイプ | 30 | 120 | 40 | 160 | 50 | 220 | 70 | 260 | 70 | 290 |
| D タイプ | 30 | 110 | 40 | 140 | 50 | 210 | 70 | 250 | 70 | 280 |
| E タイプ | 30 | 100 | 40 | 130 | 50 | 200 | 70 | 240 | 70 | 270 |

出所：江蘇省人力資源和社会保障網

図表 5-5 によると、技能検定料は筆記試験と技能試験別に徴収されている。また、資格等級によっても検定料が違い、資格が高いほど検定料も上がる。さらに、難易度や検定用資材のコストによっても検定料が異なり、検定職種を A, B, C, D, E に分けた場合、A 級の検定料が最も高い。他の省も検定料の金額は多少異なるが、構成はほぼ同じである。

なお、在籍する学校が検定場所になっている職業専門学校の学生は、設備、資材を使用する事が出来るので、一定の検定料が免除される。さらに生活保護の受給者、レイオフ労働者、身体障害者、新卒者に対しても、検定料の免除を行っている。免除の割合は地域によって異なる。

(3) 検定対象の概況

ア 職業分類

労働者の職業能力を評価するため、まず現在の中国でどのぐらいの職業があるのかを把握する必要がある。人力資源和社会保障部は、1999 年に「中華人民共和国職業分類大典」を作成し、職種、業務内容、必要とするスキルおよび管理範囲に基づき、社会経済生活の中での職業を 8 の大分類、66 の中分類、412 の小分類、1,838 職業（細分類）に分けた。現在では、科学技術の進歩や労働組織の変化によって、多くの新しい職業が現れ、2011 年時点の職業総数は 1,989 に達している。

⁹ 人力社会保障部のホームページ
(<http://www.mohrss.gov.cn/page.do?pa=40288020246f918301247a896777233e>) による。

なお、八つの大分類は次のとおり。

第一大分類：国家機関、共産党組織、企業および事業単位の責任者

第二大分類：専門技術人員

第三大分類：事務、事務関係者

第四大分類：商業、サービス業従事者

第五大分類：農、林、牧、漁、水産業者

第六大分類：生産、運輸業者、および関係者

第七大分類：軍人

第八大分類：分類できないその他の就業者

人力資源和社会保障部は、主に第二、三、四、五、六大分類の中の技能職種について職業基準を作成し、現在では641の国家職業基準が制定されている。

イ 職業基準

職業基準は上述した職業分類に基づき作成されたもので、就業者の総合能力水準を示すガイドラインである。職業基準は労働者が職業活動に従事し、職業訓練や職業資格検定を受ける主要な根拠となるもので、雇用者が人材採用する際に労働者の就業資格と能力を測る重要な参考基準である。

職業基準には知識と技能に対する評価のほか、職業環境と条件、教育水準、職業倫理も含まれている。

ウ 検定職種

現在、国家職業基準に基づき、職業資格検定を実施している職種は147職種ある（図表5-6）。このうち、87の職種については、就業参入規制制度を実施している。

「労働法」と「職業教育法」の規定によると、国家の財産および国民の生命 safety と消費者利益にかかわる職業に従事する労働者は、国が定めた職種の仕事に就く際に、相応する職業資格証明証書の取得を義務付けている。

図表 5-6 技能検定職種一覧表(147 職種) 2010 年

| 種別 | 職業名 |
|-----------------------|---|
| 専門技術者 | コンピュータープログラマー、コンピューターネットワーク管理者、マルチメディア作品プロデューサー、E-ラーニングデザイナー、アニメーター、ディスプレイデザイナー、コンベンションプランナー、ビジネスプランナー、景観デザイナー、フラワーアート環境デザイナー、ジュエリーデザイナー、ネオンサイン制作者、デジタルビデオ (DV) 企画制作者、建築模型デザイン制作者、コンピューター楽譜制作者、室内環境管理者、クレジットマネージャー、包装デザイナー(包装技術及び保管輸送時の包装を含む)、金型デザイナー、音声技術者、企業トレーナー、菓子製造責任者、トイデザイナー、ファニチャーデザイナー、デジタルビデオエディター |
| 事務員及びその関連人員 | 広報担当者、コンピューターオペレーター、製図担当者、秘書(渉外秘書) |
| 商業・サービス業者 | カメラマン、デジタル映像制作者、バーテンダー、茶芸員(=茶楼で茶を煎れる服務員)、クリーニング技術士、修脚(=中国式フットケアのことであり、爪、角質、たこ、魚の目等の手入れを行う)、ベビーシッター、保育士、管理栄養士、フロントデスク、オプトメトリスト、メガネ加工技能士、家政婦、カメラ機材修理工、西洋料理パティシエ、西洋料理調理師、中華料理パティシエ、中華料理調理師、焙煎技術者、美容師、理髪師、保健マッサージ師、バイヤー、販売員、ファッションモデル、労働保障コーディネーター、ルームアテンダント、ウェイター/ウェイトレス、ボイラーオペレーター、家庭用電子製品修理工、冷凍/冷蔵設備修理工、家庭用電熱器及び電動器具修理工、フラワーアレンジャー、ネイリスト、保健刮痧師(=中国伝統の漢方療法の一つであり、銅貨やれんげ、へらなどに油や水をつけ、患者の胸や背中をこすって皮膚を充血させ、内部の炎症を軽減する療法の実施者)、速記者、冷蔵エンジニア、セントラルエアコンディショナー・システムオペレーター、営業マン、OA 設備修理工、高齢者看介護師、ペット健康管理者、科学技術コンサルタント、インテリジェントビル管理者、マナー講師、腕時計修理工、コーヒーマイスター、フットマッサージ師、カスタマーサービス管理者、職業訓練指導員、有害生物防除者、水生哺乳動物調教師 |
| 農業、林業、牧畜業、漁業、水利業者 | 家畜飼育技術者、農業技術者 |
| 生産、輸送設備オペレーター及びその関連人員 | 複合工作機械オペレーター、マシニングセンター・オペレーター、デジタル機械組立/調整/修理工、組立/取付工、機械修理/組立工、旋盤工(普通旋盤工)、旋盤工(デジタル旋盤工)、溶接工、フライス盤工(普通銑工)、フライス盤工(デジタルフライス盤工)、研磨工、ボーリング工、鋳造工、鍛造工、足場作り職人、装飾美術職人、装飾-象嵌職人、装飾-表具職人、冷間延圧板金工、金属熱処理工、工具取付工、貴金属ジュエリーハンドメイド職人、音響ミキシング、自動車運転手、自動車修理工、電気修理工、電気工、常用電気機械修理工、機械設備据付工、プリフライト制作者、服装仕立て職人、乳製品検査工、飼料加工設備修理工、農業機械修理工、模型工、食品検査工、テキスタイル分類/等級分け検査工、テキスタイル物理的検査工、無線電機組立/校正技術者、無線電機組立/接続工、無線電機調整工、分析工、長さ計測器計測検査工、長さ測量機械計測検査工、重量測定器計量検査工、電磁測定検査工、オートバイ修理工、冷凍/冷蔵技術者、電気機械組立工、高低圧電気機器組立工、電子機器計器組立工、手加工木工職人、精密木工職人、鉄筋工、コンクリート工、配管工、防水工、電気設備据付工、変電設備据付工、集積回路テストエンジニア、塗装工、漬物職人、豆製品加工職人、醤油/味噌職人、食用酢職人 |

出所：人力資源和社会保障部国家職業資格管理網の資料に基づき作成。

(4) 職業教育との関係

国は、職業資格証明制度を推進するために、職業訓練校、専門学校卒業生に「卒業証書」と「職業資格証書」のいわゆる「双証」の取得を求めている。専門学校で卒業見込み者に対して、専門に関わる中級職業資格検定を受ける場合は、筆記試験が免除されるだけでなく、実務操作の合格者は学歴証書と職業資格証書を同時に取得できる制度が設けられている。

しかし、職業訓練校では、学歴教育は授業の成績を通じて評価され、職業資格証明証書は技能検定を通じて評価されるため、学生に重複試験と重複学習をもたらし、人材育成上、無駄が避けられない構図になっている。また、職業学校では理論教育を重視し人材育成を優先しているため、専門技術の職業基準に達する知識が身に付かず、このことも学生の就職に不利な影響を与える結果となっている。こうした現状を改善するために、今後は職業資格検定基準の要素を職業学校の科目に取り入れる必要があるだろう。

第2節 能力評価制度の現状

1. 制度利用者の現状

(1) 国家職業資格取得者の概況

国家職業資格の取得者は以下三つのタイプに分かれている。

①新卒者

高等学校、職業専門学校、大学新卒者は、卒業證書のほかに、各職種で求められている職業資格証明証書を取得しなければならない。

②在職者

在職者であっても、従事する職種に求められる資格を持っていないければ、職業訓練を受けて職業資格証明証書を取得しなければならない。また、企業が技術職など参入規制のある職種の人材を募集する際、求職者に対して当該職業資格証明証書の取得を求めている。

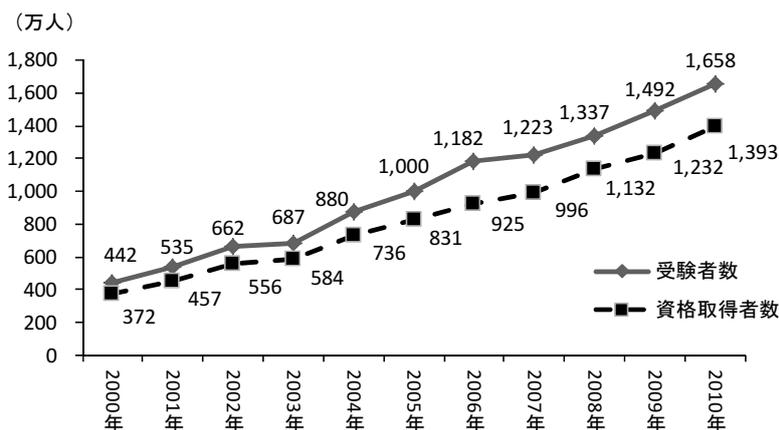
③レイオフ労働者

国有企業のリストラによって、多くのレイオフ労働者が生まれたが、再就職支援センターで職業資格を取得すると再就職できる。

(2) 資格取得者数の推移

職業資格証明制度の実施以降、資格試験の受験者と資格取得者が年々増えてきている(図表5-7)。

図表 5-7 職業資格検定の受験者数と資格取得者数



出所：人力資源和社会保障事業発展統計公報、各年

図表5-7からも分かるように、資格検定の受験者数は年々増加傾向にあり、2010年には1,658万人に達した。それに比例して職業資格取得者数も増え続けており、2010年には1,393万人に達した。この10年間の平均合格率は80%台を保っている。

2. 制度の影響

職業資格証明制度を推進することは、労働者だけでなく中国にとっても重要な国家政策であり、労働市場に必要な人材育成のためにも重要な措置である。次に、職業資格証明制度の制定が労働市場に与える影響をみてみよう。

(1) 労働者資質の向上

職業資格証明制度は、労働者の資質の向上と就職を促進するために必要な制度である。国務院が2006年に公表した「加強高技能人材工作の意見」の中でも、中国の経済発展にはより多くの高度技能人材が必要とされ、高度技能人材は産業構造調整、企業のコア競争力の向上および技術革新において、今後重要な役割を果たすであろうと指摘している。そのためにも、職業資格証明制度の推進は不可欠であるとしている。現在では、多くの労働者が経済発展および労働市場の需要に応じて職業訓練を受け、職業資格証明証書を取得しており、職業能力の向上とエンプロイアビリティの育成が実現できている。

(2) 労働市場の環境整備の一環

職業資格検定を行い、職業資格証明制度を推進することは、労働市場の環境整備をする上でも重要な事項である。統一的、オープン、競争的、秩序のある労働市場を育成し、労働者に対して良好な就業環境を整備することは、中国の労働制度改革における重要な課題といえる。職業資格証明制度によって、労働者は自由な職業選択の機会を得ることができ、雇用者側にとっては、客観的な職業能力証明に基づき必要な人材を募集することができる。これは秩序のある労働市場を整備するための重要な基礎作りであり、労働力資源を合理的に配置する面でも有利である。

(3) 内部労働市場への影響

一部の技術職種について職業参入規制を実施しているため、当該仕事に従事する場合には、職業資格を取得することが必要である。これは就業者にとっては職業能力の確保に繋がり、企業側にとっては製品の性質またはサービスの向上につながる。職業資格証明証書を取得することは、企業人事の面からみても、従業員育成、考課、処遇に活用されている。企業のなかには、学習意欲を引き出すよう工夫しているところもある¹⁰。

国有企業は、職業資格検定をサポートする重要な立場にあるが、技能検定を行うためには、技能検定場所と経験豊富な審査者が必要である。大型国有企業の多くは、重要な業界と部門に分かれているため専門性が強いので、人力資源和社会保障部およびその他の業界主管

¹⁰ 陳宇 (2004) pp.17-19 を参照。

部門の承認を得て、20の業界職業資格検定指導センターを設立し、200以上の特有職種職業資格検定所を設立している¹¹。

3. 制度運用上の問題点

これまで、中国が職業資格証明制度を実施した事で生まれた成果を述べてきたが、その際に露呈した問題も少なくない。

(1) 国家職業資格基準制定の延滞

農林牧漁業の就業者数は、全就業者に占める割合としては少なくないが、現在それに関する国家職業資格基準は2種類しかない。そのため、農林牧漁業が必要としている需要に対して満足のない結果となっている。さらに『中華人民共和国の職業分類大典』によると、これまで中国の職業を1,838に分け、2011年には新規職業を追加されその数1,989に達したが、うち641ある国家職業基準は社会の職業変化には対応できていないため、民間機関が作成した非国家職業資格基準のほうが普遍的なものとなっている。

(2) 検定権力帰属が不明

職業資格証明制度は、複数の主管部門、機関が検定と管理を行っているのが現状である。検定機関は労働人事部門、業界協会と国際検定機構が含まれており、労働人事部門が職業資格の検定、資格証書の交付など管理の業務を担当している。しかし、労働人事部門は検定機関の監督機構でありながら、検定機関の主管部門であるため、職業資格検定の正当性と整合性において影響を与えている。

現在、政府による検定と業界による検定が並存しており、どちらも検定が及ぼす影響力を放棄しないために大きな問題となっている。最近では、海外の検定機関の加入もあり、職業資格証明制度の管理においてより一層の混乱を与える結果となっている。今後は、職業資格証明の検定権力の帰属機関についての問題を明確化する必要があるだろう。

(3) 職業資格証明制度の執行が不徹底

現在、労働者が就職する際には、職業資格証明証書を持たなければならないと義務付けられているが、企業が人材を募集する際には、この要素が考慮に含まれておらず、現場で当該企業の設定した技能操作を通じて求職者の技能レベルをチェックが行われることが多い。この背景には、職業資格基準に企業が必要としている需要が反映されていないことが窺える。今後、職業資格証明制度の社会認可度を高めるには、実際の使用者側のニーズを積極的に資格基準に取り入れる必要があるだろう。

¹¹ 2010年人力資源和社会保障統計公報による。

(4) 多種多様な職業資格証明

国家職業資格証明のほかに、中国には多種多様な職業資格証明がある。一部の業界組織や機関は勝手に職業資格検定を実施し、職業訓練と職業資格検定を一体化させ、検定教育を一種の検定経済に転身させる傾向がある。ある文献によると、専門技術人員の職業資格について、国の単独法規または国务院の規定によって設置された資格は全体の20.8%であり、部門および省、市関係規定によって設置された資格は51.2%に達している。その他の事業単位、業会、企業により設置された資格は28.0%となっており、「職業経理人」と呼ばれる資格は全部で19の機関が認定を行っている¹²。使用者側からすれば、このような多種多様な資格認定の信憑性を疑うのは当然のことであり、職業資格証明制度の權威性もこのために損なわれているのだろうと考えられる。

おわりに（政策提言）

(1) 職業資格証明制度の法制化、規範化

この制度を強固なものとするために、今後、職業資格証明制度は立法化する必要がある。政府主管部門と関係部門との関係、政府と仲介組織、業界組織との関係を調整し、職業資格の検定主体を明確にすることで、職業資格証明証書が部門、業会、企業、事業単位など多くの検定機関によって発行される状況を根本的に改善する。また、職業資格証明制度の法律的位置を決めて、雇用者側が職業資格証明証書の所持者を採用することを義務付ける必要がある。さらに職業資格基準の制定プロセスを規範化し、定期的に新たな職業資格基準を公表することで、この問題は大きく改善するだろう。

(2) 現存職業資格の整理、整頓

複雑な職業資格、海外の多種多様な職業資格の国内認定などについて、職業資格の種類、検定主体などを洗い出し、それぞれの状況に応じて整理する。就業参入規制のある職業資格について、その関係企業に対する監督管理を強化する。職業資格の社会認可度と資格の品質を高める。労働者が職業資格基準に基づき就職し、企業が職業資格基準を満たした人材を雇用し、政府が法律によって管理・監督を行うことは、良好なシステムであると考えられる。

(3) 認定主体の一元化

中国は第三者検定を取り入れているが、検定主体は「地方職業資格検定指導センター」など四つに分かれており¹³、その事が問題を煩雑化する一つの要因となっている。検定の客観性、公平性を確保するためには、今後は検定主体を一元化する必要がある。業界組織による

¹² 呂忠民(2007)p25を参照。

¹³ 図表5-2を参照。

第三者検定は、国際上通用する方法である。業界組織は業界の動向、メンバー企業の需要をよく把握しているので、労働者に求められる職業能力が反映できる職業資格基準も作成できる。さらに、制定した職業資格基準を成員企業に普及させる上で有利な立場をもっている。したがって、政府主管部門が政策作成、監督指導を、業界が検定管理を行うという職業資格証明制度を、確立すべきである。

(4) 外国の経験

カナダ、ドイツ、日本などの先進国の職業能力を評価するための制度は歴史が長い。積極的に職業資格証明制度の国際交流活動を行い、先進国の経験を研究することは中国の職業資格証明制度を整備する上で重要な意義があるだろう。

【参考文献】

労働和社会保障部（1999）『中華人民共和国職業分類大典』中国労働保障出版社

陳宇（2004）「我国職業資格證書制度的回顧和展望」『教育和職業』2004年第1期
pp.17－19

呂忠民（2007）「完善我国職業資格制度的對策研究」『經濟師』2007年第11期
pp.24－26

呂忠民（2011）『職業資格制度概論』中国人事出版社

人力資源和社会保障事業發展統計公報（各年）

<http://www.mohrss.gov.cn/page.do?pa=40288020246a7c6601246ad9ea22032f>

人力資源和社会保障部「国家職業資格管理網」（<http://ms.nvq.net.cn/>）

「新版国家職業資格工作網」（<http://www.osta.org.cn/>）

中華人民共和国中央人民政府のサイト（<http://www.gov.cn/>）

江蘇省人力資源和社会保障網（<http://www.jshrss.gov.cn/sy2011/index.html>）